

指定介護予防 短期入所生活介護事業

指導検査基準

— 令和8年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定介護予防短期入所生活介護事業） ※ユニット型、空床利用及び併設事業所を除く。

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3第1項 都条例第112号第128条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 医師 1人以上</p> <p>② 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>③ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>④ 栄養士又は管理栄養士 1人以上</p> <p>ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>	<p>法第115条の4第1項 都条例第112号第129条第1項 都規則第142号第27条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・業務日誌 ・利用者数が分かる書類等

	<p>⑤ 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>⑥ 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>(2) (1)の利用者数は、前年度の平均数により算定しているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。</p> <p>(3)① (1)②の生活相談員のうち1人、また、(1)③の介護職員又は看護職員のうち1人は、常勤の者となっているか。</p> <p>② 生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。</p> <p>(4) (1)③の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確保しているか。</p> <p>(5) (1)⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>なお、機能訓練指導員は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>ア 理学療法士</p> <p>イ 作業療法士</p> <p>ウ 言語聴覚士</p> <p>エ 看護職員</p> <p>オ 柔道整復師</p> <p>カ あん摩マッサージ指圧師</p> <p>キ はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で</p>	<p>都規則第142号第27条第3項</p> <p>都規則第142号第27条第5項</p> <p>都規則第142号第27条第6項</p> <p>都規則第142号第27条第7項</p> <p>施行要領第4の1（第3の8の1の(4)参照）</p> <p>都規則第142号第27条第8項</p>	
--	--	--	--

	<p>6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>※ なお、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、都条例第 111 号第 147 条第 1 項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(4)に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 管理者 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者であるか。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>都条例第112号第129条第2項</p> <p>都条例第112号第130条</p> <p>施行要領第4の1(第3の8の1の(6)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード ・勤務表
--	---	--	--

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>1 利用定員等 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ※ 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例111号第149条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 設備及び備品等 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる場所(居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)を二階及び地階のいずれにも設けていない場合建物及び都規則第142号第29条第1項の2に定める要件を満たす建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。 (2) (1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①～③のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の</p>	<p>都条例第112号第131条 都規則第142号第28条第1項</p> <p>都条例第112号第132条第1項 都規則第142号第29条第1項</p> <p>都条例第112号第132条第2項 都規則第142号第29条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等) ・ 平面図 ・ 設備・備品台帳等
--------------------	---	---	---

	<p>体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>※「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認められるときは、次の点を考慮して判断しているか。</p> <p>① 都規則第141号第35条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に務めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該介護予防短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる①～⑤の設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>① 居室</p> <p>イ 1つの居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>② 食堂 及び ③ 機能訓練室</p>	<p>施行要領第4の1 (第3の8の2の(4) 参照)</p> <p>都条例第112号第 132条第3項 都規則第142号第 29条第5項</p>	
--	---	---	--

	<p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、「3㎡×利用定員」以上とすること。</p> <p>ロ イに関わらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際や機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>④ 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>⑤ 便所 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。</p> <p>⑥ 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>⑦ 医務室</p> <p>⑧ 静養室</p> <p>⑨ 面談室</p> <p>⑩ 介護職員室</p> <p>⑪ 看護職員室</p> <p>⑫ 調理室 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。</p> <p>⑬ 洗濯室又は洗濯場</p> <p>⑭ 汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。 また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>⑮ 介護材料室</p>	<p>施行要領第4の1 (第3の8の2の(6) 参照)</p>	
--	---	---	--

	<p>※ ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、①居室、⑤便所、⑥洗面設備、⑧静養室、⑩介護職員室、⑪看護職員室を除く設備は、設けないことができる。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の上記(3)以外の構造設備は次の基準を満たしているか。</p> <p>① 廊下の幅は、1.5m以上とすること。指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められているか。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8m以上とすること。</p> <p>ただし、既存建物の改修により整備した指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>③ 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>⑤ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>※ 指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定短期入所生活介護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同</p>	<p>都条例第112号第132条第4項 施行要領第4の1 (第3の8の2の(7)・(8)参照)</p> <p>都条例第112号第132条第5項</p>	
--	---	---	--

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>一の事業所において一体的に運営されている場合については、都条例第111号第150条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、(4)の①から⑤までの基準を満たすものとみなす。</p> <p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に、都条例第112号の「第9章第4節運営に関する基準及び第5節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③利用定員（指定介護予防短期入所生活介護事業者が特別養護老人ホームである場合を除く。） 利用定員は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としているか。</p> <p>④指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 「指定介護予防短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指しているか。</p> <p>⑤通常の送迎の実施地域</p>	<p>都条例第112号第142条（第51条第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第51条第2項準用）</p> <p>都条例第112号第133条</p> <p>都規則第142号第30条 施行要領第4の1（第3の8の3の(1)の①参照）</p> <p>施行要領第4の1（第3の8の3の(1)の②参照）</p> <p>施行要領第4の1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 指定申請書及び変更届控
--------------------	--	---	--

	<p>通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されているか。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。</p> <p>⑥指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）となっているか。</p> <p>⑦緊急時等における対応方法</p> <p>⑧非常災害対策</p> <p>⑨虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めているか。</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、</p>	<p>(第3の8の3の(1)の③参照)</p> <p>施行要領第4の1(第3の8の3の(1)の④参照)</p> <p>施行要領第4の1(第3の8の3の(1)の⑤参照)</p> <p>都条例第112号第142条(第120条の2第1項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第120条の2第2項準用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 就業規則 ・ 勤務表 ・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・ 勤務実績表（勤務実績が確認できるもの）
--	---	---	---

	<p>洗濯等)については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)</p> <p>4 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>5 対象者等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、</p>	<p>都条例第112号第142条(第120条の2第3項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第120条の2第4項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第52条の2第1項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第52条の2第2項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第52条の2第3項準用)</p> <p>都条例第112号第134条第1項</p>	<p>・研修計画、実施記録</p> <p>・事業主の方針及び相談に応じる体制が分かる書類等</p> <p>・業務継続計画</p> <p>・研修、訓練実施記録等</p>
--	--	---	---

	<p>又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>6 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 都条例第112号第135条第1項は、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を</p>	<p>都条例第112号第134条第2項</p> <p>都条例第112号第135条</p> <p>施行要領第4の1（第3の8の3の(3)参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・ 利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）
--	---	--	--

	<p>交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定介護予防短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>7 提供拒否の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>8 サービス提供困難時の対応 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>9 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>10 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期</p>	<p>都条例第112号第142条（第52条の4準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の5準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の6第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の6第2項準用）</p> <p>都条例第112号第</p>	<p>・利用申込受付簿等</p> <p>・介護予防支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等</p> <p>・サービス提供依頼書等</p> <p>・利用者に関する記録（被保険者証の写等）</p> <p>・利用者に関する記録</p>
--	---	--	--

	<p>入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>11 心身の状況等の把握 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>12 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p>13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス</p>	<p>142条（第52条の7第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の7第2項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の8準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第52条の10準用）</p> <p>都条例第112号第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控等 ・介護予防サービス計画書 ・介護予防サービス計画書
--	---	--	--

	<p>計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>14 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>15 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に</p>	<p>142条(第52条の11準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第52条の14第1項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第52条の14第2項準用)</p> <p>都条例第112号第136条第1項</p> <p>都条例第112号第136条第2項</p> <p>都条例第112号第136条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護計画書 ・サービス提供記録等 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護予防サービス介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	---	--	--

	<p>掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>② 滞在に要する費用</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>⑥ 理美容に要する費用</p> <p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ①～④に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防短期入所生活介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その</p>	<p>都規則第142号第31条第1項</p> <p>都条例第112号第136条第4項</p> <p>都規則第142号第31条第2項</p> <p>法第53条第7項(第41条第8項準用)</p> <p>法施行規則第85条(第65条準用)</p>	
--	--	---	--

	<p>額が現に当該指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>16 保険給付の申請に必要な証明書の交付 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>17 身体的拘束等の禁止 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (2) 身体的拘束等を行う際の判断体制の整備及び「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか。 (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テ</p>	<p>都条例第112号第142条（第53条の2準用）</p> <p>都条例第112号第137条第1項</p> <p>「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について）</p> <p>都条例第112号第137条第2項</p> <p>都条例第112号第137条第3項 都規則142号第31</p>	<p>・サービス提供証明書控 （介護予防サービス介護給付費明細書代用可）</p> <p>・本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書 ・緊急やむを得ない場合の検討の記録 ・緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、再検討記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録等</p> <p>・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録 ・身体拘束等の適正化のための指針</p>
--	---	---	--

	<p>レビ電話装置等を活用して行うことができる。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>18 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>19 緊急時等の対応 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 また、協力医療機関については、次の点に留意しているか。 ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>20 定員の遵守 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行っていないか。</p>	<p>条の2</p> <p>都条例第112号第142条（第53条の3準用）</p> <p>都条例第112号第138条</p> <p>施行要領第4の1（第3の8の3の(13)参照）</p> <p>都条例第112号第139条第1項</p> <p>都規則第142号第</p>	<p>・身体拘束等の適正化のための研修の記録</p> <p>・区市町村に送付した通知に係る記録</p> <p>・緊急時対応マニュアル</p> <p>・サービス提供記録等</p> <p>・利用者名簿</p> <p>・業務日誌等</p> <p>・国保連への請求書控え</p>
--	---	--	---

	<p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>21 地域等との連携</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p> <p>22 非常災害対策</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>(2) 都条例第111号第110条は、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知</p>	<p>32条</p> <p>都条例第112号第139条第2項 施行要領第4の1 (第3の8の3の(14)参照)</p> <p>都条例第112号第140条</p> <p>都条例第112号第142条(第121条の2第1項準用)</p> <p>都条例第112号第142条(第121条の2第2項準用)</p> <p>施行要領第3の8の3の(18) (第3の6の3の(7)参照)</p>	<p>・送迎記録</p> <p>・非常災害に関する具体的な計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画）</p> <p>・運営規程</p> <p>・避難訓練の記録</p> <p>・通報、連絡体制</p> <p>・消防署への届出</p>
--	--	--	--

	<p>徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護予防短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p> <p>（耐震措置）</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しているか。</p> <p>*一定要件 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>都条例第112号第139条の2第1項 都条例第112号第139条の2第2項</p>	<p>・衛生管理に関するマニュアル等</p> <p>・委員会等の記録</p>
--	--	--	--

	<p>短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>24 掲示</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p> <p>25 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会</p>	<p>都規則第142号第32条の2</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の3第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の3第2項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の3第3項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の4第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の4第2項準用）</p> <p>都条例第112号第</p>	<p>・ 指針</p> <p>・ 研修及び訓練の実施記録</p> <p>・ 掲示物等</p> <p>・ 従業員の秘密保持誓約書</p> <p>・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署</p>
--	---	--	--

	<p>議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>26 広告 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。</p> <p>27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>28 苦情処理 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p>	<p>142条（第54条の4第3項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の5準用）</p> <p>都条例112号第142条（第54条の6準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の7第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の7第2項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の7第3項準用）</p>	<p>名、その他同意が確認できる書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシ等 ・ホームページ等 ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル ・重要事項説明書
--	--	---	---

	<p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>29 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>30 虐待の防止</p> <p>指定介護予防短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のた</p>	<p>都条例第112号第142条（第54条の7第4項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の9第1項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の9第2項準用）</p> <p>都条例第112号第142条（第54条の9第2項準用）</p> <p>都規則第142号第33条（第9条の3準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアル ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員への報告を含む）の記録 ・ 再発防止策の検討の記録 ・ ヒヤリハットの記録 ・ 委員会等の記録 ・ 指針 ・ 研修記録
--	---	--	---

	<p>めの研修を定期的実施すること。</p> <p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>31 会計の区分</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。</p> <p>32 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しているか。</p> <p>(令和9年3月31日までの間は努力義務。)</p> <p>33 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しているか。</p>	<p>都条例第112号第142条(第54条の10準用)</p> <p>都条例第112号第140条の2 施行要領第4の1(第3の8の3の(16)参照)</p> <p>都条例第112号第141条第1項 都条例第112号第141条第2項</p>	<p>・会計関係書類</p> <p>・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等</p> <p>・サービスの提供の記録等</p>
--	---	---	---

	<p>①介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>②都条例第112号第52条の14第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>③都条例第112号第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④都条例第112号第53条の3の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤都条例第112号第54条の7第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>⑥都条例第112号第54条の9第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>34 その他</p> <p>(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>(2) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>	<p>平成28年9月15日 付老高発0915第1号</p> <p>水防法第15条の3第1項、第2項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項 水防法第15条の3第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8</p>	<p>・避難確保計画</p> <p>・訓練記録</p>
--	--	--	-----------------------------

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>1 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行なうとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供に当たっているか。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。</p> <p>(6) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しているか。</p>	<p>条の2第5項</p> <p>都条例第112号第143条第1項</p> <p>都条例第112号第143条第2項</p> <p>都条例第112号第143条第3項</p> <p>都条例第112号第143条第4項</p> <p>都条例第112号第143条第5項</p> <p>施行要領第4の3の6の(1)の③</p> <p>施行要領第4の2の3(第3の8の3の(5)の③準用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画書 ・介護予防短期入所生活介護計画・アセスメントシート ・モニタリングシート <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録等
-----------------------------------	--	---	--

	<p>2 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護の方針は、「第1 基本方針」及び「第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の1の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより取り組んでいるか。</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、（1）の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせているか。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たって</p>	<p>都条例第112号第144条第1項第1号</p> <p>都条例第112号第144条第1項第2号</p> <p>施行要領第4の3の6の(2)の①</p> <p>施行要領第4の3の6の(2)の②</p> <p>都条例第112号第</p>	<p>・介護予防短期入所生活介護計画（利用</p>
--	---	--	---------------------------

	<p>は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況や評価についても説明をしているか。</p> <p>(5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付し、2年間保存しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(8) 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業所は、当該介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。</p> <p>3 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。なお、介護サービス等の実施に当たっては、</p>	<p>144条第1項第3号</p> <p>施行要領第4の3の6の(2)の③</p> <p>都条例第112号第144条第1項第4号</p> <p>施行要領第4の3の6の(2)の③</p> <p>都条例第112号第144条第1項第5号</p> <p>施行要領第4の3の6の(2)の④(第4の3の2の(2)の⑥準用)</p> <p>都条例第112号第145条第1項</p> <p>施行要領第4の3の6の(3)の①</p>	<p>者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類)</p> <p>・ サービス提供記録</p> <p>・ 業務日誌等</p>
--	---	---	---

	<p>利用者の人格に十分に配慮して実施しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させて、夜間を含めて適切な介護を提供できよう介護職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>4 食事</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食、嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。</p> <p>(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。</p> <p>(5) 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材</p>	<p>都条例第112号第145条第2項</p> <p>都条例第112号第145条第3項</p> <p>都条例第112号第145条第4項 施行要領第4の3の6の(3)の④</p> <p>都条例第112号第145条第5項</p> <p>都条例第112号第146条 施行要領第4の3の6の(4)の①</p> <p>施行要領第4の3の6の(4)の②</p> <p>施行要領第4の3の6の(4)の③</p> <p>施行要領第4の3の6の(4)の④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌等
--	---	--	---

	<p>料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されている場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託しているか。</p> <p>(6) 食事の提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。</p> <p>(7) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。また、食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。</p> <p>5 機能訓練 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 また、機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮しているか。</p> <p>6 健康管理 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。</p> <p>7 相談及び援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行い、積極的に利用者の在宅生活の向上を図って</p>	<p>施行要領第4の3の6の(4)の⑤</p> <p>施行要領第4の3の6の(4)の⑥⑦</p> <p>都条例第112号第147条</p> <p>施行要領第4の3の6の(5)</p> <p>都条例第112号第148条</p> <p>都条例第112号第149条 施行要領第4の3の6の(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌等 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌等 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌等
--	--	---	---

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>いるか。</p> <p>8 その他のサービスの提供</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p>	<p>都条例第112号第150条第1項</p> <p>都条例第112号第150条第2項</p> <p>法第115条の5第1項</p> <p>法第115条の5第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・業務日誌等 ・指定申請書及び変更届控
<p>第7 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>法第53条第2項</p> <p>平18厚労告127の1</p> <p>平12老企39</p> <p>平18厚労告127の2</p> <p>平18厚労告127の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書、介護給付費請求書、介護予防サービス介護給付費明細書、サービス提供票・別票、サービス提供証明書（「介護予防短期入所生活介護サービスコード表」参照）、加算体制届出（以下同じ）

	<p>2 算定の区分等</p> <p>(1) 平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の72（9を準用）に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の8のイを満たすものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の73（10を準用）に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) (1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）の17により算定しているか。</p> <p>3 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>4 高齢者虐待防止措置未実施減算</p> <p>高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイの注1</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注2</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注1</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注3</p> <p>平27厚労告95の 114の3の2</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注4</p>	<p>・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録</p> <p>・身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>・身体拘束等の適正化のための研修の記録</p> <p>・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会等の記録</p>
--	--	---	--

	<p>高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>5 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>6 生活機能向上連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)については1月につき所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、8の個別機能訓練加算を算定している場合は、(Ⅰ)は算定せず、(Ⅱ)は1月につき所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)のみ</p> <p>①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護予防短期</p>	<p>平27厚労告95の114の3の3</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注5 平27厚労告95の114の3の4</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注8 平27厚労告95の114の4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止のための指針 ・ 高齢者虐待防止のための研修の記録 ・ 業務継続計画 ・ 業務継続計画に関する研修の記録
--	--	---	--

	<p>入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)のみ</p> <p>①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体等の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>ハ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通</p> <p>①個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>②イ、ロの①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> <p>7 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として知事に届け出た指定介護予防短期入</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイの注9</p>	
--	---	--------------------------------	--

	<p>所生活介護事業所については、1日につき所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に該当しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。</p> <p>9 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数に加算しているか。</p> <p>10 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95の18）（受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。）に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、9の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>11 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイの注 10</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注 11</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注 12</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注 13</p>	
--	---	---	--

	<p>12 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告96の75、準用（13））に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>13 連続して30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費を算定していないか。</p> <p>14 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合の介護予防短期入所生活介護費の算定 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、2の算定の区分等の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に掲げる所定単位数を算定しているか。 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイの注 14</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注 16</p> <p>平18厚労告127 別表の6のイの注 17 平27厚労告94の 83の2</p>	
--	---	---	--

	<p>イ 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数</p> <p>ロ 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数</p> <p>(2) 単独型介護予防短期入所生活介護(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数</p> <p>イ 要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数</p> <p>ロ 要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数</p> <p>15 口腔連携強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のハの注 平27厚労告95の 115の2(34の6準 用)</p>	
--	--	--	--

	<p>て、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p> <p>(2)当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3)当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p> <p>16 療養食加算</p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供したときは、1日につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>17 認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所におい</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のニの注 平27厚労告94の84 (23準用) 平27厚労告95の35</p> <p>平18厚労告127 別表の6のホの注</p>	
--	---	--	--

	<p>て、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期</p>	<p>平27厚労告95の3 の5</p>	
--	---	--------------------------	--

	<p>入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>18 生産性向上推進体制加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>(一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>(三)介護機器の定期的な点検</p> <p>(四)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のへの注 平27厚労告95の 115の3(37の3準 用)</p>	
--	---	--	--

	<p>(2) (1) の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>(3) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(4) (1) の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に提出すること。</p> <p>ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)イ(1)に適合していること。</p> <p>(2)介護機器を活用していること。</p> <p>(3)事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>19 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95の116)に適合しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 次のいずれかに適合すること</p> <p>①指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>②指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のトの注</p> <p>平27厚労告95の 116(38準用)</p>	
--	---	--	--

	<p>総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 次のいずれかに適合すること</p> <p>①当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>②当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>③指定介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>20 介護職員等処遇改善加算（令和8年5月31日まで適用） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</p>	<p>平12厚告27の17</p> <p>平18厚労告127 別表の6のチの注</p>	<p>・ 介護職員等処遇改善計画書</p> <p>・ 給与明細等</p>
--	--	---	--------------------------------------

	<p>算定した単位数の1000分の140に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、経験・技能のある介護職員(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し</p>	<p>平 27 厚 労 告 95 の 117 (39 準用)</p>	
--	---	--	--

	<p>た介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の</p>		
--	--	--	--

	<p>内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)～及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)～、(2)から(6)まで、(7)～から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>21 介護職員等処遇改善加算（令和8年6月1日から適用） イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</p> <p>(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 算定した単位数の1000分の176に相当する単位数</p> <p>(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 算定した単位数の1000分の159に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のチの注</p>	<p>・介護職員等処遇改善計画書 ・給与明細等</p>
--	--	-------------------------------	---------------------------------

	<p>(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 算定した単位数の1000分の172に相当する単位数</p> <p>(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数</p> <p>(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該介護予防指定短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し</p>	<p>平 27 厚労告 95 の 117 (39 準用)</p>	
--	---	--------------------------------------	--

	<p>た介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の</p>		
--	--	--	--

	<p>内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）介護予防短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。</p> <p>（二）公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）を利用していること。</p> <p>（三）社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。</p> <p>ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>二 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)（一）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	---	--	--

	<p>へ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)～(6)まで、(7)～(10)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>22 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 老計発 0317001、老振発 0317001、老老発 031701 第2の7の (2)</p>	
--	--	--	--

〈参考〉

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)
平24厚労告120	⇒	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
平30厚労告80	⇒	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)